

監 査 報 告 第 2 号

平成 3 0 年 1 月 2 6 日

泉佐野市長 千代松 大耕 様

泉佐野市監査委員 明 松 優
同 新 田 輝 彦

監 査 結 果 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 1 6 7 号）第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定により、下記のとおり監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

記

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項の規定による行政監査及び同条第 4 項の規定による定期監査

2 監査の対象部課

市長公室【秘書課、政策推進課、行財政管理課、市民協働課及び人権推進課】

3 監査の対象期間

平成 2 8 年度（平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで）
ただし、必要に応じて他年度を含む。

4 監査の実施期間

平成 2 9 年 7 月 2 0 日から平成 3 0 年 1 月 1 2 日まで

5 監査の実施方法

監査対象部課の財務に関する事務の執行が、関係法令及び条例規則等の規定に基づき適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効果的に事務事業が運営されているかという点に留意し、併せて、事務の執行が地方自治法第2条第14項及び第16項の規定に則ってなされているかという点に留意し、監査資料の提出を求めるとともに、関係帳簿等の実査及び提出資料に基づく監査対象部課職員からの説明聴取により監査を実施した。

6 監査の着眼点

今回の監査を実施するに当たり、財務に関する事務の執行及び事務事業の運営に関する内容について、以下の項目に着眼して実施した。

(1) 文書の管理について

簿冊の保管、特に、個人情報記載文書の保管が適切に行われているか。

(2) 公印の管理について

公印の保管及び管守が適切に行われているか。

(3) 現金（公金）等の保管について

現金、通帳及び切手等の保管が適切に行われているか。

(4) 収入及び支出事務について

① 収納又は徴収が適切に行われているか。

② 資金前渡の精算が適切に行われているか。

(5) 旅費について

① 出張命令簿への記入漏れや押印漏れ等の不備はないか。

② 旅費の支給されない公用車使用による場合でも出張命令簿に記載されているか。

③ 旅費の精算が適切に行われているか。

(6) 備品の管理について

備品台帳の整理等が適切に行われているか。

(7) 契約事務について

① 工事契約、委託契約及び賃貸借契約の起案、契約手続、請求及び支出等が適正に処理されているか、また、契約内容と金額が妥当か。

② 業者選定方法は妥当か。

③ 随意契約理由は妥当か。

④ 日付の不備（漏れ、鉛筆書き、矛盾）や印鑑漏れ等の軽微なミスがないか。

⑤ 契約関係書類が適正に作成、整理され、簿冊に保管されているか。

(8) 附属機関等について

法令又は条例に基づき設置されているか。

(9) 補助金・交付金等の交付について

① 交付要綱、要領等が適正に整備されているか。

② 目的及び補助額が適切に設定されているか。

③ 交付事務手続が要綱及び要領に基づき適正に行われているか。

(10) 負担金等の支出について

支出目的及び負担額の計算方法が適切に設定されているか。

(11) 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借状況について

① 目的及び使用料が適切に設定されているか。

② 申請及び許可等の事務処理が適正に行われているか。

(12) 特定事務の状況について

法令等に基づき適切に執行されているか。

(13) 公の施設における指定管理者の業務執行状況について

① 法令及び協定に基づき適正に業務が執行されているか。

② 利用料金制度を適用している場合、法令等に基づき手続が適切に行われているか。

(14) 公金外現金の取扱いについて

① 取扱いの方法等について、要綱等により整理されているか。

② 現金の取扱いについて、通帳、印鑑及び現金の保管が適正に行われているか。

7 監査の対象事務

(1) 秘書課

① 文書の管理について

② 現金（公金）等の保管について

③ 収入及び支出事務について

④ 旅費について

⑤ 備品の管理について

⑥ 負担金等の支出について

⑦ 特定事務の状況について

（秘書事務事業、表彰事業）

- ア 交際費の執行状況について
- イ 食糧費の支出について
- ウ 特別旅費の支出について
- エ 後援名義について
- オ 報償費の支出について

(2) 政策推進課

- ① 文書の管理について
- ② 収入及び支出事務について
- ③ 旅費について
- ④ 備品の管理について
- ⑤ 契約事務について
- ⑥ 附属機関等について
- ⑦ 補助金・交付金等の交付について
- ⑧ 負担金等の支出について
- ⑨ 行政財産目的外使用許可について
- ⑩ 特定事務の状況について

(電算管理運営事業、情報政策（地域イントラネット）（電子自治体）事業、成長戦略事業)

- ア 各種備品の管理について
- イ 情報セキュリティーについて
- ウ ふるさと応援寄附金について
- ⑪ 総合文化センターにおける指定管理者の業務執行状況について（文化会館等管理運営事業、総合文化センター整備事業）

(3) 行財政管理課

- ① 文書の管理について
- ② 収入及び支出事務について
- ③ 旅費について
- ④ 備品の管理について
- ⑤ 契約事務について
- ⑥ 附属機関等について
- ⑦ 負担金等の支出について
- ⑧ 特定事務の状況について

(行財政事務事業)

- ア 債権管理について
- イ 印刷物への広告掲載について
- ウ 新地方公会計制度への対応について

(4) 市民協働課

- ① 文書の管理について
- ② 収入及び支出事務について
- ③ 旅費について
- ④ 備品の管理について
- ⑤ 契約事務について
- ⑥ 附属機関等について
- ⑦ 補助金・交付金等の交付について
- ⑧ 負担金等の支出について
- ⑨ 行政財産目的外使用許可について
- ⑩ 特定事務の状況について

(防犯灯助成事業、防犯推進事業、広報広聴（市報作成）事業、町会振興事業、消防活動事業、災害対策事業、防災行政無線施設整備事業)

- ア 防犯灯の設置補助について
 - イ 防犯灯電気料金の補助について
 - ウ 防犯カメラの設置補助について
 - エ 「広報いずみさの」の発行について
 - オ 広報紙掲載広告・ホームページバナー広告について
 - カ 自治振興協力報奨金について
 - キ 町会連合会補助金について
 - ク 町会・自治会加入促進事業補助について
 - ケ 消防団について
 - コ 自主防災組織について
 - サ 防災行政無線の設置・運用状況について
- ⑪ 公金外現金の取扱いについて

(5) 人権推進課

- ① 文書の管理について
- ② 収入及び支出事務について
- ③ 旅費について
- ④ 備品の管理について
- ⑤ 契約事務について
- ⑥ 附属機関等について
- ⑦ 補助金・交付金等の交付について
- ⑧ 負担金等の支出について
- ⑨ 行政財産目的外使用許可について
- ⑩ 特定事務の状況について

(相談事業、研修・講座事業、人権啓発事業、男女共同参画サポート事業)

- ア 各種相談の実施状況について
- イ 研修・講座等の実施状況について
- ⑪ 市民交流センター（北部・南部）における指定管理者の業務執行状況について（市民交流センター管理運営事業、市民交流センター整備事業）
- ⑫ 公金外現金の取扱いについて

第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき、各課の財務に関する事務の執行及び事務事業の運営について監査を実施した結果は、次のとおりである。

1 秘書課

おおむね適正に処理されていた。事前監査において見受けられた改善を要する軽微な事項については、口頭により改善を指示した。

2 政策推進課

おおむね適正に処理されていた。事前監査において見受けられた改善を要する軽微な事項については、口頭により改善を指示した。

3 行財政管理課

おおむね適正に処理されていた。

4 市民協働課

おおむね適正に処理されていた。事前監査において見受けられた改善を要する軽微な事項については、口頭により改善を指示した。

5 人権推進課

支払について、市会計規則に基づき支出命令書を決裁に附して支払いをしたものの、支払にかかる起案をしていない事案があった。ただし、本事案以降の支払いに関する事務については、改善がなされていた。また、それ以外の事項については、おおむね適正に処理されていた。なお、事前監査において見受けられた改善を要する軽微な事項については、口頭により改善を指示した。

第3 意見

1 秘書課

前回の定期監査で指摘のあった項目について、速やかに適切な対応を行っていた。

2 政策推進課

ふるさと応援寄附金については、堅調に伸びており財政的に余裕が生まれさまざまな事業を展開できる環境にあるが、現状の好調な状態が今後も続くとは考え難い。いずれ下降する時がやってくると思うが、その下降線が緩やかであることが望ましいし、それが要因で地元産業が停滞しないよう、今だけを見るのではなく将来を見据えた施策を考えていただきたい。

3 行財政管理課

債権管理については、当初の目標を達成し、次の段階が難しいと思うが、何らかの目標を掲げて今のペースを落とさないように進めていただきたい。また、新地方公会計制度については、これをなんとか本市に定着させるよう進めていただきたい。

4 市民協働課

市民生活に密着した数多くの業務を堅実に処理している。

5 人権推進課

前回の定期監査で指摘のあった項目について、速やかに適切な対応を行っていた。

6 共通事項

- (1) 市長公室の各課はそれぞれ限られた人員の中で多岐にわたる膨大な業務に対応されている。その中において、各課の財務に関する事務執行及び事務事業の運営については、おおむね適正に処理されていた。
- (2) 事前監査の際に見受けられた軽微な指摘事項については、適時、担当職員に口頭で改善するように指導した。
- (3) 監査は、単に不正を見つけ出すことが目的ではなく、定期的に監査を行うことで日々の事務執行を適切に行うという意識づけをさせる場であると考えている。今後も常に緊張感を持って事務の執行をしていただきたい。